

福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券（初乗り運賃相当額）を交付します。

平成21年度分の利用券は使用できませんので、残券はお返してください。

対象

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳④、Aの方

交付数

年間24枚

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

申込み

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

※「障害者自動車等燃料費給付」と重複して受けることはできません。

障害者の有料道路割引

通勤、通院などで有料道路を利用される障害者の方に、料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

対象

- 障害者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- 障害者本人以外の方が運転し、
障害者本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、重度の障害（1種）を持つ方

割引有効期間

- 新規の場合
申請日から2回目の誕生日まで
- 更新の場合
申請日から3回目の誕生日まで

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車を運転する方の運転免許証
- ・登録する自動車の車検証

※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものも併せて必要です。

登録

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。

期 日 ①4月14日(水)

②4月28日(水)

時 間 午前9時30分～

場 所 総合センター

内 容 ①健康体操・ショッピング
②おもちゃ作り

申込み 健康福祉課健康づくり担当

☎62-1233

小児慢性特定疾患医療給付 継続申請の受付開始

期 間

4月30日(金)～6月15日(火)

※土・日曜日、祝日を除く

対 象

現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方

申請書の配布・受付

県内の各保健所

問合せ

秩父保健所 ☎22-3824

県健康づくり支援課

☎048-830-3561

障害者自動車等燃料費給付

自動車等燃料費給付認定を受けている障害者の方に、燃料費を給付しますので請求してください。

給付金

燃料1リットルにつき50円

※1か月に自動車は20リットル分、
オートバイは5リットル分まで

対象期間

平成21年10月～平成22年3月分

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・運転される方の運転免許証（写し可）
- ・車検証（写し可）
- ・印鑑
- ・燃料を購入したことがわかるもの（領収書など）

請 求

4月9日(金)までに健康福祉課福祉介護担当へ ☎62-1233

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・B該当の方などへ、保険診療の自己負担分を助成しています。

まだ、申請をしていない方は至急申請してください。

※上記以外にも助成の対象となる場合がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・保険証
- ・印鑑

申請・問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

自動車税などの減免

障害者が通院などに使用する自動車の取得税・自動車税がその障害の程度により減免されます。

なお、自動車の所有者または運転者が、障害者本人でない場合は、健康福祉課発行の同一生計証明書が必要です。

対 象

障害者または障害者と生計を一にする家族

申 請（障害者1人につき1台）

○自動車取得税

自動車購入時に県税事務所へ
減免上限額：15万円

○自動車税

納税通知が届いた日から5月31日(月)までに県税事務所へ
減免上限額：4万5,000円

※期限後の申請の場合は、申請月の翌月から月割減免。納付済みの自動車税は後日還付されます。

○軽自動車税

納税通知が届いた日から5月24日(月)までに町税務課へ

問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

税務課課税担当

☎62-1461

秩父県税事務所

☎23-2110

